

第2回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月27日(木)午後1時00分から1時37分

2. 開催場所 砂川市役所 3階 中会議室

3. 出席委員(13人)

会長	13番	関尾	一史			
会長職務代理者	1番	前谷	篤			
委員	2番	角丸	章	3番	猿渡	万里子
	4番	大原	睦生	5番	片桐	幸示
	6番	渡邊	勝郎	7番	渡部	延三
	8番	井上	善博	9番	竹田	安宏
	10番	高橋	宏吉	11番	谷口	秀夫
	12番	菊地	匡			

4. 欠席委員(0人)

委員

5. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第2号	農業者年金に関する申請について
議案第1号	現況証明願について
議案第2号	令和2年度水稻作況調査について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福士	勇治
事務局次長	野田	勉
事務局事務係係長	篠崎	強
事務局事務係主事	齋藤	史治

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻になりましたので、これより第2回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

慣例によりまして、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 〈開会挨拶〉

本日の議事録署名委員は1番の前谷代理、2番の角丸委員です。よろしくお願ひいたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願ひます。

事務局 皆様、大変お疲れ様です。

報告第1号について、ご説明いたします。新任の委員の方もいらっしゃいますので、まず、この「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」とはどのようなものか、若干ご説明したいと思います。そもそも農地の権利を移動する場合、例えば売買・賃貸借などですが、基本的に農業委員会の許可が必要になることはご承知のとおりですが、許可の要らない場合もありまして、その場合でも農業委員会で農地の権利の移動を把握できるようにするため、届出書を提出してもらうことになっています。これが農地法第3条の3第1項ですが、では具体的に許可が要らない場合というのはどういう場合か、ですが、大半は相続で農地を取得した場合です。あと考えられるのは、法人の合併や分割で農地の所有権が移動した場合です。今回の報告第1号も相続により農地の所有権が移動したものです。では、ご説明したいと思います。

届出者は、[redacted]と[redacted]の2名で、両名は土地の所有権に関しても共有名義としています。土地の所在は、[redacted]、公簿は田、現況は宅地と畑、面積1,668㎡、以下、記載のとおり合計13筆、面積17,316㎡で、令和2年4月14日、相続により所有権を取得したものです。

本件は、[redacted]が亡くなられ、息子さんである届出者2名が相続されたもので、対象農地は既に賃貸借・使用貸借されており、主にそばが耕作されています。7月13日に届出を受理して、同日、受理通知を交付し、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。第1号図を添付していますのでご参照いただければと思います。以上です。

会長 只今、報告第1号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
全員 なし。

会長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件は専決処分を含めて承認することといたします。

続きまして、報告第2号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願ひます。

事務局 報告第2号をご説明いたします。

今回は1件のみで「農業者年金死亡関係届」でございます。令和2年4月14日に[redacted]が亡くなったことに伴いまして、息子さんの[redacted]より届出がありました。既に専決処分としています。以上、ご報告いたします。

会長 只今の報告についてご質問等ございませんか。

全員
会長
全員
会長

なし。
質問等がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
異議なし。
それでは、本件について専決処分を含めて承認することといたします。
続いて議案第1号「現況証明願について」事務局より説明願います。
議案第1号をご説明し、審議を求めたいと思います。

事務局

この議案でも、まず、「現況証明とはどういうものか」を少しご説明したい
と思います。法務局で地目変更登記を行う時に、その土地が公簿上、田や畑、
つまり農地となっていた場合、添付書類として農業委員会がその土地は現況と
して農地ではないことを証明する書類を求められます。その添付書類が現況証
明書となります。手順としましては、土地所有者などから農業委員会に現況証
明願が出されると、地区担当の農業委員さんや私ども事務局が、現地を見て農
地ではないことを確認して、このように農業委員会で審議する、良しとなれば、
願出者に現況証明書を出す、そして願出者はその現況証明書を持って法務局
で、例えば、田から宅地という地目変更の登記を行う、という流れです。なお、
これは農地法に定められた事務ではありませんで、市民への行政サービスの一
環として行っているものです。また、現況証明は、土地の現状を確認しなけれ
ばならず、雪のある冬場は原則的に受け付けないこととしていますので、ご留
意いただければと思います。

では、今回の案件ですが、願出者は、
、土地の表示は、
、公簿は畑となっており、
面積は300㎡の1筆です。申請目的は、やはり地目変更登記のためであり、調
査の有無は、8月21日以降、関係委員に確認をお願いしたところ。この
土地には、かつて建物が建っていましたが現在は特に利用されておらず、農
地・採草放牧地以外の宅地相当と考えられます。第2号図をご参照の上、ご審
議をよろしく願います。以上です。

会長

只今、議案第1号について説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございま
せんか。

全員
会長

なし。
特にご質問・ご意見がないようですので、本件については異議なしとしてよ
ろしいですか。

全員
会長

異議なし。
それでは、異議なしと認め証明することといたします。
続きまして、議案第2号「令和2年度水稻作況調査について」事務局より説
明願います。

事務局

それでは議案第2号をご説明いたします。水稻の作況調査を実施することに
ついてでございます。

まず、1番の調査期日ですが、例年、水稻の成熟度合を勘案しながら、概ね
9月の10日から15日くらいに実施してきました。そこで、今年の水稲の成熟
期等ですが、別添に空知総合振興局が発表している「令和2年農作物の生育の
概況」、8月15日現在、を配布していますので、ご覧いただければと思いま
す。水稻の欄を見ますと、平年比がプラスマイナス0日となっています。この
ため、例年どおりで良いとしますと、9月の14日、月曜日、または15日、火
曜日あたりが良いのではないかと考えますので、委員皆様のご都合も含めまし
てご意見・ご審議いただければと思います。

次に2番の調査対象農家等については、西豊沼から富平地区まで概ね8件程
度とご提案いたします。具体的な対象農家の選定については、別添資料の説明

に併せてご提案したいと思ひます。

次に3番、開始時刻は午後1時に市役所前からバスで出発することにしたいと思ひます。委員の皆様は、午後1時の10分前までに市役所前にお越しただければと存じます。

4番の班編成は、第1班が議席番号1番から6番の委員、第2班が議席番号7番から13番の委員としまして、昨年と同様に、刈り取り作業を行う班と、圃場立・脱穀などの作業を行う班を交代しながら進めたいと思ひます。例えば、最初の圃場で、第1班が刈り取り作業、第2班が圃場立・脱穀などの作業を行えば、次の圃場では第2班が刈り取り作業を行うといった要領です。

次に別添資料を説明させていただきます。まず、別添1の資料は、昨年度の作況調査の実施体制です。全体で14か所を調査しました。そのうち、番号の1番から4番まで網掛けしている4か所は、実際に刈り取り作業を行って実測した箇所でございます、その他の箇所は北海道中央農業共済組合中空知支所から調査結果のデータを貰い、実測せず検見としています。

次に別添2は、同じく昨年度の調査の結果を示しています。それぞれの箇所の生籾重や単収などの結果が読み取れるかと思ひます。

次に別添3です。この表で昨年度との違いをご説明したいと思ひます。上の表、明朝体で書かれた表は、参考として昨年度の調査箇所を示しています。先程も申し上げましたとおり、全体で14か所、そのうち上から4か所は実測した箇所として、その他の10か所は、農業共済組合のデータを参考にしながら検見した箇所でございます。

そして、下の表、ゴシック体で書かれた表が今年度です。大きな違いは、農業共済組合の調査箇所が昨年は約20か所実施していたのが、今年度は4箇所のみとなってしまったことです。そこで、農業委員会としましては、記載のとおり、空欄となっている4箇所を実測することとして、共済組合が調査する既に耕作者名が入っている4箇所は検見としたいと考えます。地域的なバランスや箇所数なども含めてご審議いただければと思ひます。

また、例年、担当委員さんから調査対象の方にご依頼をいただき、調査箇所を決定していますが、今年も実測する4か所は、東豊沼は谷口委員・片桐委員、北吉野は関尾会長・渡部延三委員、焼山は前谷代理・菊地委員・猿渡委員、空知太は渡邊勝郎委員、複数名の担当委員がとなっている箇所は委員さん同士話し合いのうえ、調査対象の方を選んで依頼をいただき、表の太枠内を記入して、事務局にFAXを送っていただきたいと思います。もちろん昨年度と同じ方、同じ圃場でも構いません。

一方、検見とする4箇所につきましても、担当委員から、既に名前が入っている耕作者に検見することをお伝えいただき、同じく9月7日(月)までに事務局へご連絡いただきたいと思います。一応、共済組合から各耕作者に対しても、農業委員会がデータを活用することの了解を得てもらっていますが、農業委員会として検見することの了承を得ていただきたいと思います。

以上、水稻作況調査の説明とします。ご審議をよろしくお願ひいたします。

会長

それでは審議に入りますが、実施方法の詳細は、後ほどご意見をいただくこととしまして、まずは、水稻の作況調査を実施することについて、質問等ございませんか。

全員
会長

なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、今年も水稻作況調査を実施することとします。

次に、実施方法の詳細について、何点か話し合いたいと思ひます。まず日程

ですが、9月の14日か15日、午後1時出発との説明がありましたが、皆さんからご意見ございませんか。

渡部委員 これは雨が降っても実測はやるのですか。

会長 今までどうでしたか。

谷口委員 雨が降ろうが何があろうが必ずやる。

会長 はい。雨が降っても行いますが、検見のみです。

14日、15日はどうですか。

片桐委員 意外に早まるかもしれませんね。奈井江のほうでは5・6日から刈り取りが始まるみたいな話があります。この天気はそんなに長く続かないみたいなので、明日までだとは思いますが。

会長 その辺なんですよ。

片桐委員 ちょっと微妙なんじゃないかな。早くならないのかな。

会長 共済組合は何日と言っていましたか。

事務局 上旬と言っていました。一桁台位に行くとのこと。

会長 いつも共済が先に終って、農業委員会がデータを貰ってからやるんだよね。

片桐委員 もうちょっと早いほうがいいと思うけど。

会長 もう少し早いほうがいいでしょうね。

事務局 議会は、7・8・9・10日ですので、11日でも構いません。

会長 早めるなら11日がいいでしょうか。今、11日なら事務局も大丈夫そうなんですけど、いかがですか

片桐委員 そっちのほうがいいと思うけど。

会長 それでは11日にしましょう。調査日程は9月11日、金曜日、時間は午後1時開始とすることと決定します。

次に、調査方法について、4か所の実測を行い、その他は検見との説明がありましたが、ご意見等ございませんか。検見の個所も昨年よりは減ったので早く終わるとは思うんですけど。

井上委員 脱穀した籾はどうするんですか。

会長 本人に返します。

井上委員 分かりました。

会長 それでは記載のとおり実測4箇所、検見4箇所ですよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

会長 それでは、説明のあったとおり調査を行うこととします。

次に、各地区の調査箇所の確認について、担当委員が依頼して事務局に報告することとしていますが、この点に関してご質問等ございませんか。

渡邊委員 品種は何でもいいんですか。

事務局 品種は何でも構いません。

渡邊委員 7日までに連絡することとなっておりますが、早まったのでこの日でも大丈夫ですか。

事務局 大丈夫です。

会長 それでは、担当委員は、各農家への依頼、そして事務局への連絡をよろしくお願いいたします。

では、水稻作況調査に関して、その他にご質問等ございませんか。

全員 なし。

会長 特にないようですので、以上のとおり水稻作況調査を実施することといたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。

全員 なし。

会長 特に無いようですので、続いて、「その他」に入ります。事務局より説明願
います。

事務局長 1. 議会関連等報告

2. 令和2年度中空知農業委員会協議会臨時総会

- ・日 時 令和2年8月4日(火)
- ・場 所 滝川市役所(滝川市)
- ・出席者 関尾会長、福士事務局長

3. 令和2年度中空知農業委員会連合会臨時総会

- ・日 時 令和2年8月7日(金)
- ・場 所 ホテルサンプラザ(岩見沢市)
- ・出席者 関尾会長、福士事務局長




4. 令和2年度市町村農業委員会事務局長研修会

- ・日 時 令和2年8月12日(水)
- ・場 所 北海道自治労会館(札幌市)
- ・出席者 福士事務局長

5. 北海道農業会議臨時総会(事務局)

- ・日 時 令和2年8月24日(月)
- ・場 所 北海道自治労会館(札幌市)
- ・対 応 欠席し書面による議決権行使

6. 砂利採取事業計画変更申請書の送付(事務局)

- ・許可年月日 令和2年6月5日
- ・所在地等  32,371 m²
- ・農地所有者 
- ・転用計画者 
- ・転用期間 令和2年7月1日～令和3年6月30日
- ・変更点 最大掘削深: 11m → 15m
資金調達 : 59,152千円 → 94,227千円

7. 会計年度任用職員の配置予定(事務局)

- ・9月1日より来年3月31日まで、国の補助金を活用して、事務局に会計年度任用職員を配置する予定です。

8. 活動記録簿の提出(事務局)

- ・農業委員として行った活動を漏れなく記入し、8月分を事務局に提出してください。新任の委員は7月分も併せて提出してください。

9. 協議会報告(協議会長)

- ・第1回役員会
8月21日(金) 16:00 砂川市役所 3階 中会議室
- ・第2回総会
8月27日(木) 本定例総会終了後 砂川市役所 3階 中会議室

10. 玉葱作況調査（事務局）

- ・協議会第2回総会の終了後、実施します。野帳等を携行してバスに乗りしてください。

会長
全員
会長

それでは、全体を通して何かございませんか。

なし。

特にないようですので、次回総会の日程を確認したいと思います。計画では9月25日、金曜日、時間は午後1時半からとなっておりますので、よろしくお願い致します。

では、この後、5分程度の休憩をはさみまして、協議会の総会、その後は玉葱作況調査と続きます。引き続きよろしくお願い致します。まずは、第2回定例総会を終了します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員